

令和6年度エネルギー需給統計整備等調査事業（都道府県別エネルギー消費統計の整備に関する調査）に係る入札可能性調査実施要領

令和6年2月16日
経済産業省資源エネルギー庁
長官官房総務課戦略企画室

資源エネルギー庁では、令和6年度エネルギー需給統計整備等調査事業（都道府県別エネルギー消費統計の整備に関する調査）の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1 登録様式に記入の上、5. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

資源エネルギー庁では、平成16年度から、地方自治体の温暖化対策の実効性を一層高めるため、地域レベルでのエネルギー消費量などを推計し、都道府県別エネルギー消費量データ（都道府県別エネルギー消費統計）を整備している。具体的には、総合エネルギー統計（日本全体のエネルギー需給の概要を定量的に示すもの）の、企業・事業所他部門、家庭部門、運輸部門について、エネルギー種別・都道府県別のエネルギー消費量を推計し、資源エネルギー庁のホームページで公表することで、地方自治体におけるエネルギー対策、地球温暖化対策の基礎データとして活用されているものである。

都道府県別エネルギー消費統計は、上記、総合エネルギー統計の平成27年の新推計手法の導入、平成29年の改訂との整合性を確保しつつ、これらを踏まえた精緻化も進められ、令和2年に改訂版の都道府県別エネルギー消費統計を公表した。本事業においては、これまでの研究成果に基づき、地域における各種施策に資する基礎データとしての都道府県別エネルギー消費統計を安定的・機動的に提供していくとともに、総合エネルギー統計との整合性を確保しつつ引き続き更なる精緻化を目指すため実施するものである。

(2) 事業の具体的内容

別紙（仕様書）参照のこと

(3) 事業期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（予定）

(4) 事業実施条件

本事業の実施には、以下のような業務経験・専門的知見・ノウハウ・特殊な技能を組織として一体的に有していることが求められる。

- ① 本統計の基となる総合エネルギー統計（日本全体のエネルギー需給の概要を定量的に示した統計表）の構造・仕組みを理解し、都道府県別エネルギー消費統計への展開や、相互の関連を熟知していること。
- ② エネルギー・環境分野に関する広範な知見を有し、かつエネルギー源（石炭、石油、ガス、電力、熱供給等）に関する専門的知識を有していること。
- ③ 既存の統計データを加工して作成するものであるため、エネルギーに関する統計データの散布、所在情報を幅広く網羅する高い情報収集能力及びストックを有していること。
- ④ 複雑な集計ロジック（47都道府県に分割、エネルギー熱量・炭素量などに換算する等）を効率的に構築・統計表に組み込むことができる情報処理スキルを有していること。
- ⑤ エネルギー消費に関する地域的特性及び地域経済に関する情報収集能力、地域の温暖化対策に関する高い情報収集能力を有していること。

2. 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、5. に対し連絡先（社名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を令和6年2月27日（火）12時00分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

令和6年2月29日（木）13時00分

3. 参加資格

- ・ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・ 提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。

- ① 事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・ 事業内容の決定（実施手段・方法、スケジュール、実施体制）
- ・ 再委託先の業務執行管理（進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ）
- ・ 報告書（構成及び作成、内容とりまとめ）
- ・ その他、執行管理業務と想定する業務

- ② 総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

＜事業類型＞

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
(主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

- ③ 委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下の URL の通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ・ 契約を行う場合、契約締結前までに①情報取扱者以外の者が情報に接したり、職務上提供を要求してはならない旨を定める社内規則、②情報漏えいが発生した際の処分に関する社内規則、③親会社等の契約先に対して指導・監督等を行う者の一覧と資本・契約関係図、④契約先と指導・監督等を行う者との関係を規定する契約等の書面すべての写し、⑤事業者のシステム上のアクセス制限等の説明資料、⑥業務従事者の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍、⑦情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添2）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

5. 提出先・問合せ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室 渡部宛て

TEL 03-3501-2647

FAX 03-3501-2305

E-mail watanabe-kazuhiro-kz@meti.go.jp

※郵送または E-mail にてご提出願います。

6. 提出期限

令和6年3月13日（水）12:00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。

(別添 1)

(様 式)

年 月 日

入札可能性調査 登録用紙

事業者名

住 所 : _____

商号又は名称 : _____

代 表 者 氏 名 : _____

連絡先

T E L :

F A X :

E-mail :

担当者名 :

公募要領に示された事業内容、事業実施条件等について熟読し、承知の上、登録致します。

(別添 2)

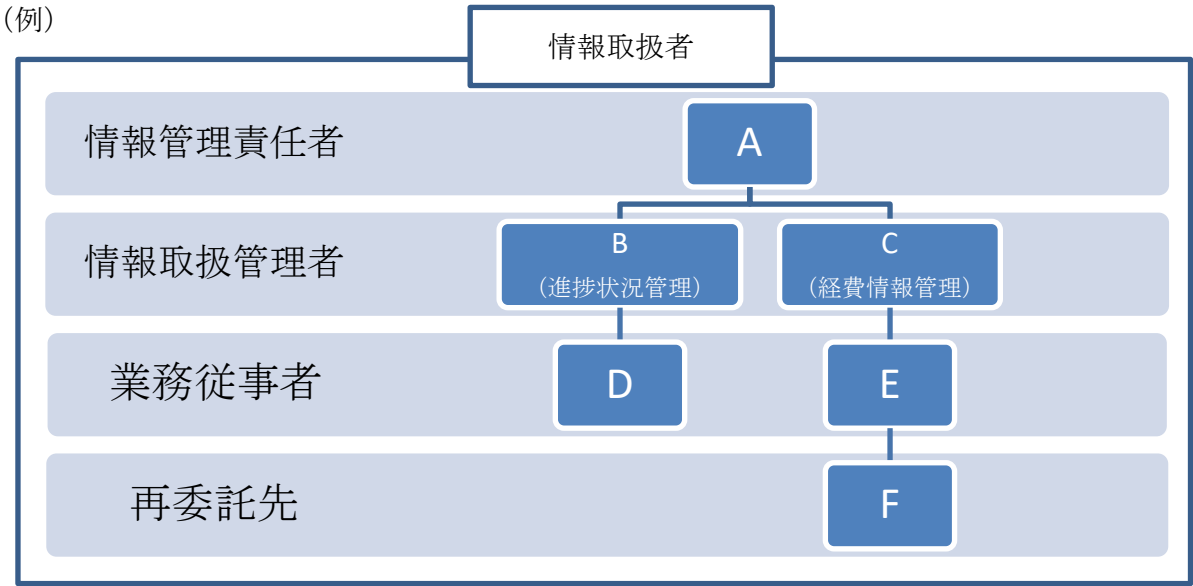
情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍 (※ 4)
情報管理責任 者 (※ 1)	A						
情報取扱管理 者 (※ 2)	B						
	C						
業務従事者 (※ 3)	D						
	E						
再委託先	F						

- (※ 1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
- (※ 2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※ 3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※ 4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

②情報管理体制図



- 【情報管理体制図に記載すべき事項】
- ・ 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
 - ・ 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
 - ・ 経済産業省との契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を記載してはならない。